

住民税の年金からの特別徴収について

1.平成29年4月の仮徴収分から次のように変わりました。

①年間の徴収税額の平準化を図るため、4月、6月、8月の仮徴収税額を(改正前:前年度2月と同額)から(改正後:前年度の年税額の半分を3回に分けて徴収)に改正されました。[特別徴収開始2年目以降の方が該当]

◎例:平成28年度の公的年金所得に係る年税額が60,000円

平成29年度の公的年金所得に係る年税額が63,000円の場合(6月の本算定により算出)

年金支給月	仮特別徴収税額(仮徴収)			特別徴収税額(本徴収)		
	4月	6月	8月	10月	12月	2月
年税額	10,000円	10,000円	10,000円	11,000円	11,000円	11,000円
算出方法	前年度の年税額の半分の金額を3回に分けて特別徴収します。 つまり H28度 60,000円 ÷ 2 = 30,000円 30,000円 ÷ 3 = 10,000円 となります。			年税額から仮特別徴収額を差し引いた額を3回に分けて特別徴収します。 つまり 年税額 63,000円 - 仮徴収額 30,000円 = 33,000円 33,000円 ÷ 3 = 11,000円 となります。		

住民税の給与からの特別徴収について

1.熊本県より給与所得に対し住民税の給与特別徴収が指導されています。

①地方税法により事業主(給与支払者)は特別徴収義務者として、法人・個人を問わず、全ての従業員について、個人住民税を特別徴収していただく必要があります。

2.基本的な手続きの流れ

①給与支払報告書の提出

毎年1月1日現在において給与の支払いをしている事業主で、所得税の源泉徴収をする義務のある事業主は、1月31日までに「給与支払報告書」を、給与の支払いを受けている人が1月1日現在お住まいの市町村に提出する必要があります。

※(注意!)

退職や休職または転勤などにより従業員(納税義務者)に異動があった場合は、その事由が発生した日の翌月10日までに、従業員がお住まいの市町村に「異動届」を必ず提出してください。

②特別徴収税額決定通知書の送付

個人住民税の徴収期間は、6月から翌年5月までの12カ月間です。毎年5月31日までに、「特別徴収税額決定通知書」が送付されますので、6月の給与より特別徴収(給与天引き)を開始してください。

③納期と納入方法

納期限は、特別徴収をした月の翌月10日です。従業員の住所地の市町村から送付される納付書で、指定されている金融機関や、市町村の会計課にて納入してください。

〈問い合わせ〉役場 税務課住民税係 TEL(67) 2703